飯田市版 介護予防・日常生活支援総合事業
単位数サービスコード表
（令和7年 4月）

訪問型サービス

〇A2　介護予防訪問介護相当サービス<従前相当サービス>

〇A4　訪問型サービス・活動 A<基準緩和型サービス>

通所型サービス

〇A6　介護予防通所介護相当サービス<従前相当サービス>

〇A8　通所型サービス・活動 A<基準緩和型サービス>

介護予防ケアマネジメント費

〇AF　介護予防ケアマネジメント

訪問型サービス　　＜従前の訪問介護相当サービス＞

サービス名称：介護予防訪問介護相当サービス

サービス種別コード：A2（訪問型独自サービス）

A2：サービスコード

サービスコード		サービス内容　略称	算定項目			単位数	算定単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス 11	イ１週当たりの標準的な回数を定める場合 ※利用回数が規定以上となる場合には長寿支援課までご相談ください。	(1)1 週に 1 回の場合 1176 単位	事業対象者 要支援１・２	1176	１月につき
A2	2111	訪問型独自サービス 11 日割		月額報酬を算定した場合で、日割対象事由に該当する時に使用		39	１日につき
A2	1211	訪問型独自サービス 12		(2)1 週に 2 回の場合 2349 単位	事業対象者 要支援１・２	2349	１月につき
A2	2211	訪問型独自サービス 12 日割		月額報酬を算定した場合で、日割対象事由に該当する時に使用		77	１日につき
A2	1321	訪問型独自サービス 13		(3)1 週に 2 回を超える場合 3727 単位	事業対象者 要支援２	3727	１月につき
A2	2321	訪問型独自サービス 13 日割		月額報酬を算定した場合で、日割対象事由に該当する時に使用		123	１日につき

A2：加算･減算コード

サービスコード		サービス内容　略称	算定項目				単位数	算定単位
種類	項目							
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１１	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ１週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1 週に 1 回の場合	12 単位減算	－12	1 月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 11 日割				日割りの場合 1 単位減算	－1	1 日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１２			(2)1 週に 2 回の場合	23 単位減算	－23	1 月にき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 12 日割				日割りの場合 1 単位減算	－1	1 日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１３			(3)1 週に 2 回を超える場合	37 単位減算	－37	1 月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 13 日割				日割りの場合 1 単位減算	－1	1 日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 11	業務継続計画未策定減算	イ１週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1 週に 1 回の場合	12 単位減算	－12	1 月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 11 日割				日割りの場合 1 単位減算	－1	1 日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 12			(2)1 週に 2 回の場合	23 単位減算	－23	1 月にき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 12 日割				日割りの場合 1 単位減算	－1	1 日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 13			(3)1 週に 2 回を超える場合	37 単位減算	－37	1 月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 13 日割				日割りの場合 1 単位減算	－1	1 日につき

サービスコード		サービス内容　略称	算定項目			単位数	算定単位
種類	項目						
A2	6001	訪問型独自サービス 同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1 月につき
A2	6003	訪問型独自サービス 同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス 同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が 100 分の 90 以上の場合	所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス 特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1 月につき
A2	8001	訪問型独自サービス 特別地域加算　日割			所定単位数の 15%加算		1 日につき
A2	8100	訪問型独自サービス 小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1 月につき
A2	8101	訪問型独自サービス 小規模事業所加算　日割			所定単位数の 10%加算		1 日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1 月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算　日割			所定単位数の 5%加算		1 日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ　初回加算		200 単位加算	200	1 月につき
A2	4003	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ　生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）　100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）　200 単位加算	200	

サービスコード		サービス内容　略称	算定項目			単位数	算定単位
種類	項目						
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ　口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月 1 回限度
A2	6269	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ	ヘ　介護職員等処遇改善加算	(１)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 245/1000 加算		1 月につき
A2	6270	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅱ		(２)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅲ		(３)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅳ		(４)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 145/1000 加算		

【日割り計算】（A2）

１月の算定回数により、月額（「１月につき」）の単位を使用する場合で、以下の月途中の事由に該当する場合は、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(＊)に応じた日数による日割りとする。具体的には、日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

【サービス算定対象期間】：① 月の途中に開始した場合は、「起算日」から月末までの期間。 ② 月の途中に終了した場合は、月初から「起算日」までの期間

なお、加算（「１月につき」）に対する日割り計算は行いません。

	月途中の事由	起算日（※２）
開始	・区分変更（要支援１ ←→ 要支援２）、区分変更（事業対象者 → 要支援）	変更日
	・区分変更（要介護 → 要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※１） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・利用者との契約開始	契約日
	・サービス内容の変更	サービス提供日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※１）	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※１）	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※１）	退所日の翌日
終了	・区分変更（要支援１ ←→ 要支援２）区分変更（事業対象者 → 要支援）	変更日
	・区分変更（事業対象者 → 要介護）、区分変更（要支援 → 要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※１） ・事業廃止（指定有効期間の満了） ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 （廃止･満了日） （開始日）
	・利用者との契約解除	契約解除日
	・サービス内容の変更	サービス提供日の前日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※１）	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※１）	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※１）	入所日の前日

※１　ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

※２　終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

訪問型サービス　＜基準緩和型サービス＞

サービス名称：訪問型サービス･活動 A

サービス種別コード：A4（訪問型サービス（独自/定額））

A4：サービスコード

サービスコード		サービス内容　略称	算定項目	単位数	算定単位
種類	項目				
A4	1001	訪問型サービス･活動 A	事業対象者･要支援１・２　（週１回まで）	220	１回につき

通所型サービス　＜従前の通所介護相当サービス＞

サービス名称：介護予防通所介護相当サービス

サービス種別コード：A6（通所型独自サービス）

A6：サービスコード

※利用回数が規定以上となる場合には長寿支援課までご相談ください。

サービスコード		サービス内容　略称	算定項目		単位数	算定単位	算定回数	考え方
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス１１	イ１週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者 要支援１	1798	１月につき	―	月に５回以上提供する場合に使用
A6	1121	通所型独自サービス１２		事業対象者 要支援２	3621			月に９回以上提供する場合に使用
A6	1113	通所型独自サービス２１	ロ１月当たりの回数を定める場合	事業対象者 要支援１	436	１回につき	１ 月の中で全部で４回まで	月に１回～４回提供する場合に使用 （月１回＝436 単位×１回＝436 単位）～ （月４回＝436 単位×４回＝1744 単位）
A6	1123	通所型独自サービス２２		事業対象者 要支援２	447		１ 月の中で全部で８回まで	月に１回～８回提供する場合に使用 （月１回＝447 単位×１回＝447 単位）～ （月８回＝447 単位×８回＝3576 単位）

※平成 30 年４月実施分から、「１回あたりの単価設定による報酬」と「包括単価」を用いている。

A6：加算・減算コード

サービスコード		サービス内容　略称	算定項目			単位数	算定単位
種類	項目						
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算１１	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ１週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援１ 18単位減算	－18	１月につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算１２			事業対象者・要支援２ 36単位減算	－36	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 21		ロ１月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援１ ４単位減算	－4	１回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 22			事業対象者・要支援２ ４単位減算	－4	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算 11	業務継続計画未策定減算	イ１週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援１ 18単位減算	－18	１月につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算 12			事業対象者・要支援２ 36単位減算	－36	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算 21		ロ１月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援１ ４単位減算	－4	１回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算 22			事業対象者・要支援２ ４単位減算	－4	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の５％加算		１月につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の５％加算		１回につき

サービスコード		サービス内容　略称	算定項目				単位数	算定単位
種類	項目							
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算１	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ１週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者 要支援１	月に５回以上提供する場合に使用　376 単位減算	-376	１月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算２			事業対象者 要支援２	月に９回以上提供する場合に使用　752 単位減算	-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算３		１月当たりの回数を定める場合　94 単位減算			－94	１回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合　47 単位減算 ※週１回の場合：１月につき 376 単位の範囲内で減算 ※週２回の場合：１月につき 752 単位の範囲内で減算				－47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ　生活機能向上グループ活動加算				100	１月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ　若年性認知症利用者受入加算				240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ　栄養アセスメント加算				50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ　栄養改善加算				200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト　口腔機能向上加算		(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ			(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ　一体的サービス提供加算				480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ１	リ　サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援１	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ２				事業対象者・要支援２	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ１			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援１	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ２				事業対象者・要支援２	144	

サービスコード		サービス内容　略称	算定項目			単位数	算定単位
種類	項目						
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ１	リ　サービス提供体制強化加算	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者 要支援１	24	１月につき
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ２			事業対象者 要支援２	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ　生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (３月に１回を限度)		100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル　口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (６月に１回を限度)		20	１回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (６月に１回を限度)		5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ　科学的介護推進体制加算			40	１月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ　介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算		

A6：定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス 11･定超	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者･要支援 1	1798	定員超過の場合 ×70%	1259	1 月につき
A6	8011	通所型独自サービス 12･定超		事業対象者･要支援 2	3621		2535	
A6	8003	通所型独自サービス 21･定超	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者･要支援 1 ※ 1 月の中で 1 回から 4 回まで	436		305	1 回につき
A6	8013	通所型独自サービス 22･定超		事業対象者･要支援 2 ※ 1 月の中で 1 回から 8 回まで	447		313	

A6：看護･介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス 11･人欠	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者･要支援 1	1798	看護･介護職員が欠員の場合 ×70%	1259	1 月につき
A6	9011	通所型独自サービス 12･人欠		事業対象者･要支援 2	3621		2535	
A6	9003	通所型独自サービス 21･人欠	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者･要支援 1 ※ 1 月の中で 1 回から 4 回まで	436		305	1 回につき
A6	9013	通所型独自サービス 22･人欠		事業対象者･要支援 2 ※ 1 月の中で 1 回から 8 回まで	447		313	

通所型サービス　＜基準緩和サービス＞

サービス名称：通所型サービス･活動 A

サービス種別コード：A8（通所型サービス（独自/定額））

A8：サービスコード表

サービスコード		サービスの内容略称	算定項目	単位数	算定単位
種類	項目				
A8	1002	通所型サービス･活動 A	事業対象者、要支援 1・2	283	1 回につき

介護予防ケアマネジメント費

AF：サービスコード表

費用コード		費用コードの名称	算定項目		単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防 ケアマネジメント A	イ 介護予防 ケアマネジメント費 事業対象者、 要支援 1･2		442	1 月につき
AF	2121			高齢者虐待防止措置未実施減算　4 単位減算	438	
AF	2113	介護予防 ケアマネジメント B			147	
AF	2123			高齢者虐待防止措置未実施減算　1 単位減算	146	
AF	2115	介護予防 ケアマネジメント C			100	
AF	2125			高齢者虐待防止措置未実施減算　1 単位減算	99	
AF	4001	介護予防ケアマネジメント初回加算		ロ 初回加算　300 単位加算	300	1 月につき
AF	5001	介護予防ケアマネジメント委託連携加算		ハ 委託連携加算　300 単位加算	300	

※日割りは行わない

月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額報酬の算定を可能とする。

月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額報酬の算定を可能とする。

種類	実施内容	サービス等	報酬単位
介護予防ケアマネジメントA 原則的な介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントのプロセスを実施 ※サービス担当者会議：新規作成時、更新時 計画変更時、他必要時 ※モニタリング： 3か月ごと訪問 訪問月以外は電話または面談 ※目標(サービス・活動 C)： 3か月後(終了時)の達成目標	従前相当訪問型サービス 訪問型サービス・活動Ｃ（短期集中） 従前相当通所型サービス 通所型サービス・活動Ｃ（短期集中）	442 単位/月 （4,420 円）
介護予防ケアマネジメントB 簡略化した介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントのプロセスを実施 ※サービス担当者会議：新規作成時、必要時 ※モニタリング： 6か月ごと訪問 3か月ごとに電話または面談	訪問型サービス・活動Ａ 通所型サービス・活動Ａ 専門的指導付通所型サービス・活動Ｂ	147 単位/月 （1,470 円）
介護予防ケアマネジメントC ・初回のみの介護予防ケアマネジメント ・ケアマネジメントに相当する援助	・初回のみ、簡略化したケアマネジメントのプロセスを実施した月に算定可。 ・2 年ごとに基本チェックリストを実施し、アセスメント・支援内容等の見直しを実施した月に算定可。	通所型サービス・活動Ｂ	100 単位/月 （1,000 円）
	・サービス・活動 C 終了後、その他のサービス等を利用していない方に対し、モニタリング(訪問等)・アセスメント・支援の検討を実施した月に算定可。 ①終了から 1 か月後のモニタリング　②1 か月後のモニタリング以降の支援 ※終了日の属する月の翌月から起算して 6 ヶ月間、3 回を限度とする。	訪問型又は通所型サービス・活動Ｃ 終了後の訪問等による支援	